

用途変更Ⅱ

1 開発許可等により建築されたものが15年間適法に使用された場合で、次のいずれかに該当する用途変更であること。

- | | | |
|------------------|-------|------|
| (1) 店舗及び店舗併用住宅 | ————— | 一般住宅 |
| (2) 開発許可を受けた専用住宅 | ————— | 一般住宅 |
| (3) 線引き後の農家住宅 | ————— | 一般住宅 |

注 「一般住宅」とは属人性のない一戸建ての住宅（分譲住宅は除く。）をいう。

2 用途変更を行うために他の法令による許認可等が必要な場合は、その許認可が受けられるものであること。